

令和2年11月25日開会

むつ市議会第246回定例会提案理由(1)



ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第88号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第90号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、441億8,638万6,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費に下北文化会館感染症対策事業費として、新型コロナウイルス感染症対策等の工事に係る設計業務委託に要する経費を計上しております。これは、文化・交流の拠点という重要な役割を担う施設として、地域住民の皆様が安全で安心して快適に利用できるよう、下北地域広域行政事務組合からの委任を受けて下北文化会館を改修するためのものであります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において、補助見込額を計上しております。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

令和2年11月25日開会

## むつ市議会第246回定例会議案（1）



目

次

議案第88号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	1
議案第89号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第90号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例 ……	5
議案第91号	令和2年度むつ市一般会計補正予算 ……	7



議案第 88 号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。



## むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の120」に改める。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 89 号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第90号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第91号

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)



議案第91号

令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市





## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,186,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		13,192,988	30,000	13,222,988
	2. 国庫補助金	8,894,514	30,000	8,924,514
歳入合計		44,156,386	30,000	44,186,386

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,110,027	30,000	4,140,027
	1. 総務管理費	3,511,098	30,000	3,541,098
歳出合計		44,156,386	30,000	44,186,386

# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	0	10,550,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	229,647	0	229,647
15. 国 庫 支 出 金	13,192,988	30,000	13,222,988
16. 県 支 出 金	2,825,028	0	2,825,028
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	198,250	0	198,250
19. 繰 入 金	1,835,426	0	1,835,426
20. 諸 収 入	2,420,878	0	2,420,878
21. 市 債	4,936,300	0	4,936,300
22. 繰 越 金	181,353	0	181,353
歳 入 合 計	44,156,386	30,000	44,186,386

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,617	0	239,617				
2. 総 務 費	4,110,027	30,000	4,140,027	30,000			
3. 民 生 費	15,792,823	0	15,792,823				
4. 衛 生 費	4,146,971	0	4,146,971				
5. 労 働 費	34,377	0	34,377				
6. 農 林 水 産 業 費	836,667	0	836,667				
7. 商 工 費	1,651,460	0	1,651,460				
8. 土 木 費	1,499,967	0	1,499,967				
9. 消 防 費	1,833,104	0	1,833,104				
10. 教 育 費	3,625,449	0	3,625,449				
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸 支 出 金	4,815,125	0	4,815,125				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	44,156,386	30,000	44,186,386	30,000			

歳入

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 地方創生推 進交付金	713,149	30,000	743,149	2 地方創生臨 時交付金	30,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金
計	8,894,514	30,000	8,924,514			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		44,156,386	30,000	44,186,386

歳出

第2款 総務費  
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
42 新型コロナ ウイルス感染症 対策費	14,236	30,000	44,236	30,000				12 委託料	30,000	下北文化会館感染症対策 事業費
計	3,511,098	30,000	3,541,098	30,000						

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	44,156,386	30,000	44,186,386	30,000				





## むつ市議会第246回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（1）



目

次

議案第 88 号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	1
	第 2 条による改正	1
議案第 89 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	3
	第 2 条による改正	3
議案第 90 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	5
	第 2 条による改正	5



議案第 88 号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第 2 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる</p>

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の  
122.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の  
120」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

議案第 89 号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 34 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第 18 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 34 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第 18 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>

第 2 条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 34 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第 3 条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和 34 年むつ市条例第 9 号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>



第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」  
と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等に  
あつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあ  
るのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市  
長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」  
と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等に  
あつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあ  
るのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市  
長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第90号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)



## むつ市議会第246回定例会提案理由(2)



ただいま上程されました 22 議案 2 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 92 号 むつ市景観条例についてであります。本案は、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与するため制定するものであります。

次に、議案第 93 号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 94 号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第 95 号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 96 号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものであります。

次に、議案第 97 号から議案第 102 号までの指定管理者の指定についてであります。これら 6 議案は、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市心身障害者ふれあいの家、脇野沢瀬野牧野外 8 施設、地方卸売市場大畑町魚市場、むつ来さまい館外 2 施設及びむつ市奥薬研修景公園外 1 施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第 103 号 指定管理者の指定の変更についてであります。

が、本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

次に、議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同処理する事務を変更し、組合規約を変更することについて、関係町村と協議するものであります。

次に、議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について、関係町村と協議するためのものであります。

次に、議案第106号 市道路線の認定についてであります。本案は、整備が完了した市有道路について、3路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります齊藤秀人氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月19日をもって任期が満了となります田中志昌氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、来年1月15日をもって任期が満了となります宮浦雅子氏の後任として長岡俊成氏を選任いたしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます宮浦氏は、就任以来12年の



長きにわたり市の教育行政の要として御尽力されました。ここに宮浦氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表すものであります。

次に、議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、7億3,132万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、449億1,770万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

次に、民生費には、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金の計上をしております。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により市内中小企業の融資利用が増加していることから、融資に係る信用保証料を補給するため、中小企業経営安定化支援事業費を増額しております。

次に、土木費には、官民連携により金谷公園を整備するため、金谷公園官民連携まちづくり推進事業費を計上しております。

次に、教育費には、苫生小学校の空調設備改修に係る小学校大規模改修事業費を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてであります。地方交付税に普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しております。

また、橋梁長寿命化修繕事業について、継続費の追加をしておりますほか、年度内に事業の完了が見込めないことから小学校大規模改修事業について、繰越明許費を設定しております。

なお、むつ市中心身障害者ふれあいの家外16施設の指定管理料及び市道等維持事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対して国民健康保険税を減免するこ

とに伴い、歳入において、国民健康保険税を減額し、その同額を国からの補助見込額として国庫支出金に計上するものであります。

次に、議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。本案は、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正による後期高齢者医療保険料の変更等に伴う1,282万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、6億741万9,000円となります。

次に、議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、介護保険制度の改正による介護保険事務処理システムの改修等に伴う751万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、67億5,382万4,000円となります。

次に、報告第20号についてであります。これは、令和2年9月21日むつ市仲町地内の市道において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第21号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、来年1月の成人式に出席予定の新成人の皆様に対し、事前にPCR検査キットを無償配布し検査を受けていただくことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、出席者だけではなく市民の皆様にも安全・安心な形で成人式を開催するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました22議案2報告について、その大要を申し上げますが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。



## むつ市議会第246回定例会議案（2）



## 目 次

議案第 9 2 号	むつ市景観条例	1
議案第 9 3 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
議案第 9 4 号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 9 5 号	むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例	15
議案第 9 6 号	むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	17
議案第 9 7 号	指定管理者の指定について (むつ市海と森ふれあい体験館)	21
議案第 9 8 号	指定管理者の指定について (むつ市心身障害者ふれあいの家)	23
議案第 9 9 号	指定管理者の指定について (脇野沢瀬野牧野外 8 施設)	25
議案第 1 0 0 号	指定管理者の指定について (地方卸売市場大畑町魚市場)	27
議案第 1 0 1 号	指定管理者の指定について (むつ <sup>か</sup> 来さまい館外 2 施設)	29
議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について (むつ市奥薬研修景公園外 1 施設)	31
議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定の変更について (むつ市ウェルネスパーク)	33
議案第 1 0 4 号	下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について	35
議案第 1 0 5 号	下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について	37
議案第 1 0 6 号	市道路線の認定について	39
議案第 1 0 7 号	むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて	43
議案第 1 0 8 号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	45
議案第 1 0 9 号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	47
議案第 1 1 0 号	令和 2 年度むつ市一般会計補正予算	49

議案第 1 1 1 号	令和 2 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算	51
議案第 1 1 2 号	令和 2 年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算	53
議案第 1 1 3 号	令和 2 年度むつ市介護保険特別会計補正予算	55
報告第 2 0 号	専決処分した事項の報告について ( 和解及び損害賠償の額を定めることについて )	57
報告第 2 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて ( 令和 2 年度むつ市一般会計補正予算 )	61

## 議案第 9 2 号

### むつ市景観条例

むつ市景観条例を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

#### 提案理由

本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与するためのものである。



# むつ市景観条例

## 目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画（第6条）

第2節 行為の制限等（第7条 第15条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第16条 第19条）

第4節 景観形成に関する支援（第20条）

第3章 雑則（第21条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の制限等に関し必要な事項を定めることにより、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、法第2条に規定する基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動及び施設が景観の重要な構成要素であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、あらかじめ、むつ市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

第2節 行為の制限等

(大規模行為等)

第7条 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

規則で定める工作物(建築物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で、規則で定める規模を超えるもの

土石の採取又は鉱物の採掘で、規則で定める規模を超えるもの

土地の形質の変更(開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)で、規則で定める規模を超えるもの

屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源その他の物件の堆積で、規則で定める規模を超えるもの

水面の埋立て又は干拓で、規則で定める規模を超えるもの

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、前項第4号から第7号までに掲げる行為とする。

(大規模行為をする者の責務)

第8条 景観計画区域内において大規模行為をする者は、当該大規模行為が、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた大規模行為に係る同条第4項第2号に規定する基準として必要な制限(以下「大規模行為景観形成基準」という。)に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為の届出)

第9条 景観計画区域内において大規模行為をしようとする者は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、法第16条第2項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(適合通知)

第10条 市長は、前条の規定による届出(以下「大規模行為届」という。)があった場合に、当該大規模行為届に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、通知を受けた日から当該大規模行為届に係る行為に着手することができる。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為で、大規模行為に該当しないもの

通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの

法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの

その他規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

( 助言又は指導 )

第 1 3 条 市長は、大規模行為届に係る行為について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

( 勧告等の手続 )

第 1 4 条 市長は、法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告又は法第 1 7 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は命令を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

( 無届大規模行為者に係る措置 )

第 1 5 条 市長は、大規模行為届をすべき者が大規模行為届をしないで大規模行為に着手したときは、その者に対し、当該大規模行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告等により無届大規模行為者(大規模行為届をしないで大規模行為に着手した者をいう。以下同じ。)に係る大規模行為が、大規模行為景観形成基準に適合しないことが明らかになった場合において、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対し、書面により、当該大規模行為を大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 前条第 1 項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

### 第 3 節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

( 景観重要建造物の指定 )

第 1 6 条 市長は、法第 1 9 条第 1 項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない

い。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項の景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。

消火器その他の必要な消火設備を設けること。

前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な措置を講ずること。

前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第4節 景観形成に関する支援

(支援)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与する活動、建築行為等を行う者及び景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等に対し、景観形成に関する情報の提供、技術的支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 雑則

( 委任 )

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、法の規定により青森県が定めた景観計画（むつ市の区域に係る部分に限る。）を市の景観計画とみなす。



議案第93号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするためのものである。



## むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第8項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 9 4 号

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものである。

## むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成19年むつ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものである。

## むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

むつ市地域福祉計画策定委員会条例（平成28年むつ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「策定するため」を「策定し、及びその実施を推進するため」に改める。

第2条中「地域福祉計画の策定及び変更について必要な審議をし、その結果を答申する」を「次に掲げる事項について調査審議する」に改め、同条に次の各号を加える。

地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

地域福祉計画の評価及び進行管理に関すること。

前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

第4条第1項に次の1号を加える。

公募による市民

第4条第3項を次のように改める。

- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

むつ市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものである。



むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

むつ市道路占用料徴収条例（昭和44年むつ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	300円	を	「	420円	に、
	470円	650円				
	630円	880円				
	270円	380円				
	440円	610円				
	600円	830円				
	27円	38円				
	3円	4円				
	」		」			

「	270円	「	370円
160円	230円	760円	320円
540円	960円	760円	16円
230円	760円	16円	23円
670円	34円	34円	45円
540円	45円	45円	68円
11円	68円	68円	91円
16円	91円	91円	
24円			
33円			
49円			
65円			

110円		160円
160円		230円
330円		450円
540円	を	760円
7円		10円
67円		96円
67円		96円
670円		960円
440円		610円
7円		10円
67円		96円
7円		10円
67円		96円
670円		960円
340円		480円
540円		760円
Aに0.034 を乗じて得た額		Aに0.033 を乗じて得た額
67円		96円
54円		76円

に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第97号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市海と森ふれあい体験館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市川内町川内477番地

特定非営利活動法人シェルフォレスト川内

理事長 内 田 征 吾

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第98号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市心身障害者ふれあいの家

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町湊村 8 2 番地 3

一般社団法人りあん

理事長 中 西 直 美

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 99 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

脇野沢瀬野牧野外 8 施設の指定管理者を指定するためのものである。



1 公の施設の名称

脇野沢瀬野牧野

脇野沢滝山牧野

脇野沢源藤城牧野

むつ市営瀬野畜舎

むつ市営滝山畜舎

むつ市営源藤城畜舎

むつ市わきのさわ鯛島の館

むつ市脇野沢体験農園

むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里

2 指定管理者として指定する団体

むつ市脇野沢七引201番地5

一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社

理事長 二本柳 茂

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第100号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

地方卸売市場大畑町魚市場

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町湊村191番地

大畑町漁業協同組合

代表理事組合長 田 高 利 美

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第 101 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ来<sup>か</sup>さまい館外 2 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ<sup>か</sup>来さまい館

むつ下北観光物産館

むつ市イベント広場

2 指定管理者として指定する団体

むつ市小川町二丁目11番4号

むつ商工会議所

会頭 其 田 桂

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 1 0 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市奥薬研修景公園外 1 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市奥薬研修景公園

むつ市営薬研温泉露天風呂

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町本町 8 0 番地 9 4

大信産業有限会社

代表取締役 畑 中 祐美子

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第103号

指定管理者の指定の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものである。



1 公の施設の名称

むつ市ウェルネスパーク

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大湊新町37番12号

山内土木株式会社

代表取締役 山内 将邦

3 指定の期間

変更前 平成26年4月1日から令和3年3月31日まで

変更後 平成26年4月1日から令和4年3月31日まで

## 議案第 1 0 4 号

### 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、下北地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係町村と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

#### 提案理由

下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同処理する事務を変更し、組合規約を変更することについて協議するものである。

下北地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について

下北地域広域行政事務組合規約（平成元年青森県指令第1322号）の一部を次のように変更する。

第3条の表を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務</li> <li>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</li> <li>3 障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務</li> <li>4 知的障害者更生施設に係る組合債の償還に関する事務</li> <li>5 下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務</li> </ol>	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
<ol style="list-style-type: none"> <li>6 し尿処理場の設置及び管理運営に関する事務</li> <li>7 し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務</li> <li>8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者の許可に関する事務</li> <li>9 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の清掃を業とする者の許可に関する事務</li> </ol>	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 野辺地町 横浜町 六ヶ所村

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 105 号

下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を、別紙のとおり定めることについて、関係町村と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について協議するためのものである。

## 別紙

### 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

#### 記

下北地域広域行政事務組合複合文化施設の財産は、全てむつ市に無償で帰属させる。

令和 年 月 日

む つ 市 長  
大 間 町 長  
東 通 村 長  
風 間 浦 村 長  
佐 井 村 長  
野 辺 地 町 長  
横 浜 町 長  
六 ヶ 所 村 長

議案第 106 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

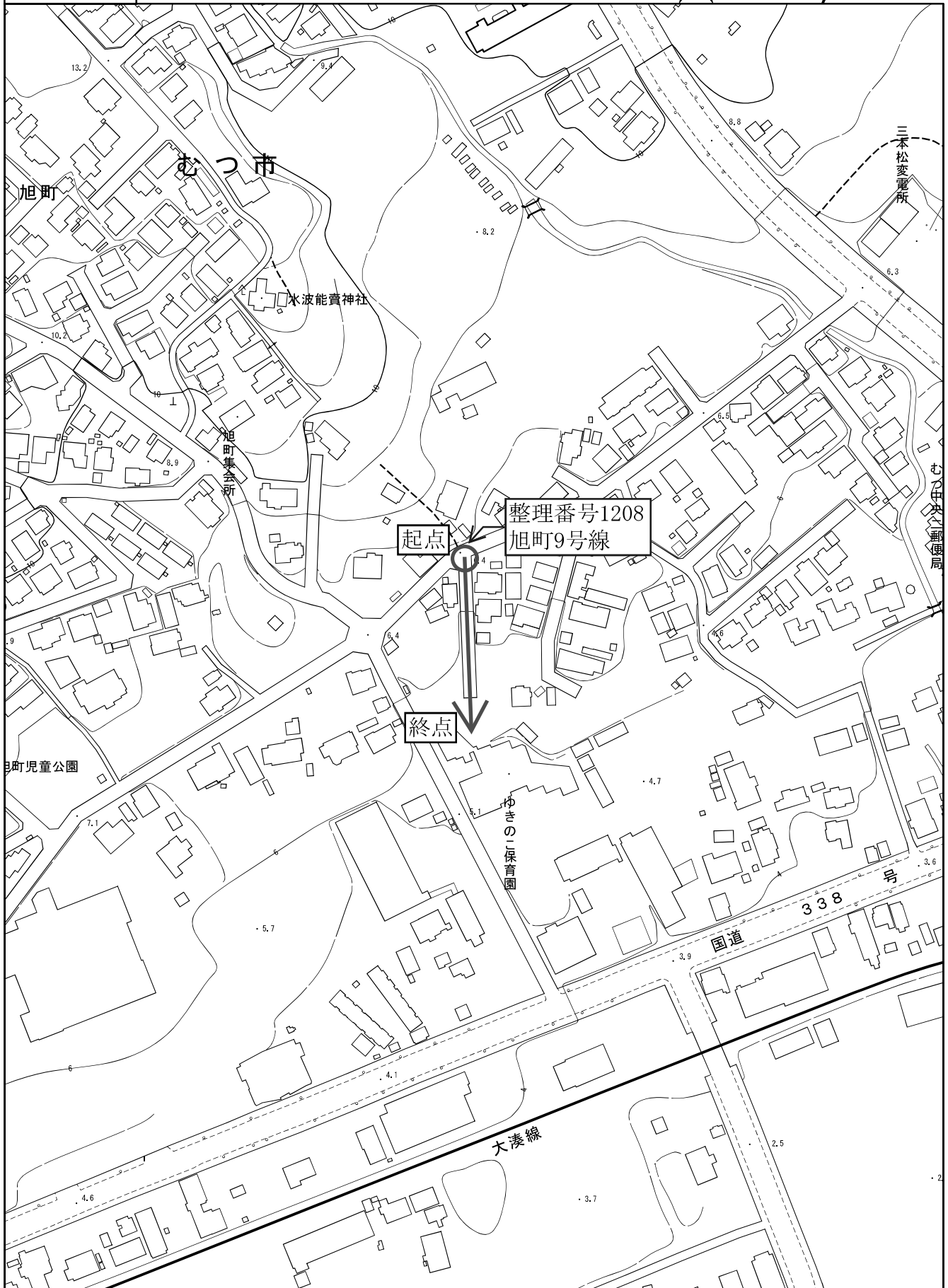
提案理由

整備が完了した市有道路について、3 路線を市道として認定するためのものである。

付 図 対 照 番 号	整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
			終 点	
1	1208	旭町 9 号線	むつ市旭町 7 1 番 3	
			むつ市旭町 7 1 番 1	
2	1209	文京町 1 8 号線	むつ市文京町 3 2 0 番 3	
			むつ市文京町 3 2 0 番 1 1	
2	1210	文京町 1 9 号線	むつ市文京町 3 2 0 番 2 5	
			むつ市文京町 3 2 0 番 2 5	

付図 1

N 縮尺 1:2,500







議案第107号

むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

むつ市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

識見者 さい とう ひで と  
齊 藤 秀 人

提案理由

むつ市監査委員の齊藤秀人委員の任期が本年12月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第108号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

た なか ゆき まさ  
田 中 志 昌

提案理由

むつ市教育委員会の田中志昌委員の任期が本年12月19日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第 109 号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

なが おか しゅん じょう  
長 岡 俊 成

提案理由

むつ市教育委員会の宮浦雅子委員の任期が来年 1 月 1 5 日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第 1 1 0 号

令和 2 年度むつ市一般会計補正予算

令和 2 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )





議案第 1 1 1 号

令和 2 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度むつ市国民健康保険特別会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )



議案第 1 1 2 号

令和 2 年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 2 年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )



議案第 1 1 3 号

令和 2 年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和 2 年度むつ市介護保険特別会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )



## 報告第20号

### 専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。



むつ市専決第 1 4 号

専決処分書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 1 月 6 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

### 2 和解の内容

市は、令和2年9月21日むつ市仲町地内の市道において、舗装版の管理の不備により発生した事故によって、所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、71,720円を同人に対して支払う。

上記以外に市ととの間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。

市及びは、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 71,720円



報告第21号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第 15 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 11 月 13 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )



議案第110号

令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市





## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,917,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		10,550,000	390,497	10,940,497
	1. 地方交付税	10,550,000	390,497	10,940,497
15. 国庫支出金		13,222,988	48,792	13,271,780
	2. 国庫補助金	8,924,514	48,792	8,973,306
16. 県支出金		2,825,028	△ 13,493	2,811,535
	1. 県負担金	1,483,899	△ 13,493	1,470,406
21. 市債		4,936,300	305,526	5,241,826
	1. 市債	4,936,300	305,526	5,241,826
歳入合計		44,186,386	731,322	44,917,708

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		239,617	58	239,675
	1. 議 会 費	239,617	58	239,675
2. 総 務 費		4,140,027	403,720	4,543,747
	1. 総 務 管 理 費	3,541,098	409,141	3,950,239
	2. 徴 税 費	330,326	△ 4,930	325,396
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	142,093	△ 3,722	138,371
	4. 選 挙 費	34,359	2,890	37,249
	5. 統 計 調 査 費	52,250	591	52,841
	6. 監 査 委 員 費	39,901	△ 250	39,651
3. 民 生 費		15,792,823	10,843	15,803,666
	1. 社 会 福 祉 費	8,095,678	△ 44,133	8,051,545
	2. 老 人 福 祉 費	1,308,552	△ 28,517	1,280,035
	3. 児 童 福 祉 費	3,820,692	△ 5,083	3,815,609
	4. 生 活 保 護 費	2,567,901	88,576	2,656,477
4. 衛 生 費		4,146,971	△ 13,216	4,133,755
	1. 保 健 衛 生 費	2,226,812	△ 13,499	2,213,313
	2. 清 掃 費	1,920,159	283	1,920,442
6. 農 林 水 産 業 費		836,667	△ 10,078	826,589
	1. 農 業 費	226,884	△ 9,711	217,173
	2. 畜 産 業 費	93,647	1,146	94,793
	4. 水 産 業 費	471,451	△ 1,513	469,938
7. 商 工 費		1,651,460	15,523	1,666,983
	1. 商 工 費	1,651,460	15,523	1,666,983
8. 土 木 費		1,499,967	10,862	1,510,829
	1. 土 木 管 理 費	285,110	△ 5,138	279,972
	2. 道 路 橋 り よ う 費	822,167	0	822,167
	5. 都 市 計 画 費	123,880	16,000	139,880
9. 消 防 費		1,833,104	9,739	1,842,843
	1. 消 防 費	1,833,104	9,739	1,842,843
10. 教 育 費		3,625,449	303,871	3,929,320
	1. 教 育 総 務 費	689,784	2,170	691,954
	2. 小 学 校 費	569,662	297,307	866,969
	3. 中 学 校 費	431,445	△ 1,644	429,801
	4. 社 会 教 育 費	415,196	△ 703	414,493
	5. 保 健 体 育 費	1,519,362	6,741	1,526,103
歳 出 合 計		44,186,386	731,322	44,917,708

第2表

## 継 続 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋梁長寿命化修繕事業	259,240	令和2年度	57,466
				令和3年度	64,289
				令和4年度	137,485

第3表

## 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校大規模改修事業	295,751千円

第4表

## 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	8,464千円
脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市営瀬野畜舎外2施設、 むつ市わきのさわ鯛島の館、むつ市脇野沢体験農園、む つ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	93,456千円
むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント 広場指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	276,500千円
むつ市奥薬研修景公園、むつ市営薬研温泉露天風呂指定 管理料	令和3年度から 令和5年度まで	23,040千円
市道等維持事業	令和2年度から 令和3年度まで	25,500千円
むつ市海と森ふれあい体験館指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	18,075千円
むつ市ウェルネスパーク指定管理料	令和3年度	116,879千円

第5表

## 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策 道路橋りょう整備 小学校整備	千円 610,000 194,700 65,900	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 による借り入 れにおいては 当該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 632,526 206,700 336,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	4,936,300				5,241,826			



# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	390,497	10,940,497
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	229,647	0	229,647
15. 国 庫 支 出 金	13,222,988	48,792	13,271,780
16. 県 支 出 金	2,825,028	△ 13,493	2,811,535
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	198,250	0	198,250
19. 繰 入 金	1,835,426	0	1,835,426
20. 諸 収 入	2,420,878	0	2,420,878
21. 市 債	4,936,300	305,526	5,241,826
22. 繰 越 金	181,353	0	181,353
歳 入 合 計	44,186,386	731,322	44,917,708



(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	239,617	58	239,675				58
2. 総務費	4,140,027	403,720	4,543,747				403,720
3. 民生費	15,792,823	10,843	15,803,666				10,843
4. 衛生費	4,146,971	△ 13,216	4,133,755	△ 13,089			△ 127
5. 労働費	34,377	0	34,377				
6. 農林水産業費	836,667	△ 10,078	826,589				△ 10,078
7. 商工費	1,651,460	15,523	1,666,983	7,798			7,725
8. 土木費	1,499,967	10,862	1,510,829	16,000	12,000		△ 17,138
9. 消防費	1,833,104	9,739	1,842,843				9,739
10. 教育費	3,625,449	303,871	3,929,320	24,590	271,000		8,281
11. 公債費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸支出金	4,815,125	0	4,815,125				
13. 予備費	25,000	0	25,000				
歳出合計	44,186,386	731,322	44,917,708	35,299	283,000		413,023

歳入

第11款 地方交付税  
第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	10,550,000	390,497	10,940,497	1 地方交付税	390,497	普通交付税
計	10,550,000	390,497	10,940,497			

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫 補助金	11,815	404	12,219	1 保健衛生費 補助金	404	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
8 教育費国庫 補助金	246,977	24,590	271,567	2 小学校費補 助金	24,590	学校施設環境改善交付金
11 地方創生推 進交付金	743,149	23,798	766,947	2 地方創生臨 時交付金	23,798	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	8,924,514	48,792	8,973,306			

第16款 県支出金  
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費県負 担金	416,694	△ 13,493	403,201	1 保健衛生費 負担金	△ 13,493	後期高齢者医療保険基盤安定負担金
計	1,483,899	△ 13,493	1,470,406			

第21款 市債  
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,462,700	22,526	2,485,226	1 総務管理債	22,526	臨時財政対策債
5 土木債	690,600	12,000	702,600	1 道路橋りよ う債	12,000	道路橋りよう整備債
7 教育債	860,200	271,000	1,131,200	1 小学校債	271,000	小学校整備債
計	4,936,300	305,526	5,241,826			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		44,186,386	731,322	44,917,708

歳出

第1款 議会費  
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 議会費	239,617	58	239,675				58	2 給料	36	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	214	
								4 共済費	△ 192	
計	239,617	58	239,675				58			

第2款 総務費  
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,160,337	35,780	1,196,117				35,780	2 給料	3,174	職員配置替え等により 一般職1人 下北地域広域行政事務組 合負担金
								3 職員手当 等	1,631	
								4 共済費	31,075	
								18 負担金補助及び交 付金	△ 100	
30 財政調整 基金費	169,617	373,361	542,978				373,361	24 積立金	373,361	財政調整基金積立て
計	3,541,098	409,141	3,950,239				409,141			

第2款 総務費  
第2項 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 税務総務 費	282,051	△ 4,930	277,121				△ 4,930	2 給料	△ 974	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	△ 909	
								4 共済費	△ 3,047	
計	330,326	△ 4,930	325,396				△ 4,930			

第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	142,093	△ 3,722	138,371				△ 3,722	2 給料 △ 316 3 職員手当 等 △ 1,476 4 共済費 △ 1,930	職員配置替え等により	
計	142,093	△ 3,722	138,371				△ 3,722			

第2款 総務費

第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 選挙管理 委員会費	34,204	2,890	37,094				2,890	2 給料 1,441 3 職員手当 等 727 4 共済費 722	職員配置替え等により	
計	34,359	2,890	37,249				2,890			

第2款 総務費

第5項 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 統計調査 総務費	21,908	591	22,499				591	2 給料 △ 40 3 職員手当 等 679 4 共済費 △ 48	職員配置替え等により	
計	52,250	591	52,841				591			

第2款 総務費

第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 監査委員 費	39,901	△ 250	39,651				△ 250	2 給料 67 3 職員手当 等 △ 183	職員配置替え等により	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							4 共済費	△ 134		
計	39,901	△ 250	39,651					△ 250		

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	334,078	△ 42,956	291,122				△ 42,956	2 給料	△ 19,730	職員配置替え等により 一般職△6人
								3 職員手当 等	△ 11,325	
								4 共済費	△ 11,901	
9 障害支援 区分認定 審査会費	20,696	△ 1,685	19,011				△ 1,685	2 給料	△ 897	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 315	
								4 共済費	△ 473	
10 生活困窮 者自立支 援費	12,299	508	12,807				508	22 償還金利 子及び割 引料	508	令和元年度生活困窮者自 立相談支援事業費等国庫 負担金返還金
計	8,095,678	△ 44,133	8,051,545				△ 44,133			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,292,977	△ 28,517	1,264,460				△ 28,517	2 給料	△ 14,722	職員配置替え等により 一般職△5人  介護保険特別会計繰出金  繰出金
								3 職員手当 等	△ 9,600	
								4 共済費	△ 9,865	
								27 繰出金	5,670	
計	1,308,552	△ 28,517	1,280,035				△ 28,517			

第3款 民生費  
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	413,619	△ 5,083	408,536				△ 5,083	2 給料	△ 5,362	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	1,557	
								4 共済費	△ 1,278	
計	3,820,692	△ 5,083	3,815,609				△ 5,083			

第3款 民生費  
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費	184,199	△ 20,173	164,026				△ 20,173	2 給料	△ 9,193	職員配置替え等により 一般職△2人  令和元年度生活保護適正 実施推進事業費等補助金 返還金  330
								3 職員手当 等	△ 5,858	
								4 共済費	△ 5,452	
								22 償還金利 子及び割 引料	330	
2 扶助費	2,383,702	108,749	2,492,451				108,749	22 償還金利 子及び割 引料	108,749	令和元年度生活保護費国 庫負担金返還金
計	2,567,901	88,576	2,656,477				88,576			

第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	967,104	2,468	969,572				2,468	2 給料	6,381	職員配置替え等により 一般職4人
								3 職員手当 等	△ 3,182	
								4 共済費	△ 731	
3 老人医療 給付費	755,695	△ 15,967	739,728	△ 13,089			△ 2,878	12 委託料	2,024	後期高齢者医療事務費
								27 繰出金	△ 17,991	後期高齢者医療特別会計 繰出金
計	2,226,812	△ 13,499	2,213,313	△ 13,089			△ 410			

第4款 衛生費  
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 清掃総務 費	48,516	△ 4,747	43,769				△ 4,747	2 給料	△ 767	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 2,751	
								4 共済費	△ 1,229	
2 じん芥処 理費	1,866,554	5,030	1,871,584				5,030	18 負担金補 助及び交 付金	5,030	下北地域広域行政事務組 合負担金
計	1,920,159	283	1,920,442				283			

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 農業総務 費	91,050	△ 9,711	81,339				△ 9,711	2 給料	△ 3,020	職員配置替え等により 一般職△2人
								3 職員手当 等	△ 2,773	
								4 共済費	△ 3,918	
計	226,884	△ 9,711	217,173				△ 9,711			

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 畜産総務 費	19,240	1,146	20,386				1,146	2 給料	1,342	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	504	
								4 共済費	△ 700	
計	93,647	1,146	94,793				1,146			

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 水産総務 費	50,858	△ 1,513	49,345				△ 1,513	2 給料	△ 444	職員配置替え等により



目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							3 職員手当 等	△ 672		
							4 共済費	△ 397		
計	471,451	△ 1,513	469,938						△ 1,513	

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 商工総務 費	137,415	7,725	145,140				7,725	2 給料	4,273	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	1,382	
								4 共済費	2,070	
2 商工振興 費	253,138	7,798	260,936	7,798				18 負担金補 助及び交 付金	7,798	中小企業経営安定化支援 事業費
計	1,651,460	15,523	1,666,983	7,798			7,725			

第8款 土木費  
第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 土木総務 費	190,810	△ 7,750	183,060				△ 7,750	2 給料	△ 3,457	職員配置替え等により 一般職△3人
								3 職員手当 等	1,050	
								4 共済費	△ 5,343	
2 建築総務 費	94,300	2,612	96,912				2,612	2 給料	1,804	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	794	
								4 共済費	14	
計	285,110	△ 5,138	279,972				△ 5,138			

第8款 土木費  
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 道路新設 改良費	198,294	0	198,294		12,000		△ 12,000	12 委託料 △ 30,000	橋梁長寿命化修繕事業費	
								14 工事請負 費 57,466		
								21 補償補て ん及び賠 償金 △ 27,466		
計	822,167	0	822,167		12,000		△ 12,000			

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
8 新型コロナ ウイルス感 染症対 策費	0	16,000	16,000	16,000				18 負担金補 助及び交 付金 16,000	金谷公園官民連携まちづ くり推進事業費	
計	123,880	16,000	139,880	16,000						

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,626,421	9,739	1,636,160				9,739	18 負担金補 助及び交 付金 9,739	下北地域広域行政事務組 合負担金 9,739 消防本部費 △ 399 むつ消防署費 1,965 大湊消防署費 4,320 大畑消防署費 4,566 川内消防分署費 △ 388 脇野沢消防分署費 △ 325	
計	1,833,104	9,739	1,842,843				9,739			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 事務局費	271,292	1,390	272,682				1,390	1 報酬 △ 2,405	職員配置替え等により 4,023	
								2 給料 △ 854	教育一般管理費 △ 2,633	
								3 職員手当 等 230		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
							4 共済費	4,464		
							8 旅費	△ 45		
3 義務教育 振興費	144,389	553	144,942				553 1 報酬	553	外国語指導助手派遣事業 費	
4 教育研修 センター 費	26,924	227	27,151				227 2 給料	44	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	238	
								4 共済費	△ 55	
計	689,784	2,170	691,954				2,170			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
1 小学校管 理費	554,954	297,307	852,261	24,590	271,000		1,717 2 給料	512	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	837	小学校大規模改修事業費
								4 共済費	207	苦生小学校空調改修工 事監理業務委託
								12 委託料	4,669	苦生小学校空調改修工 事
								14 工事請負 費	291,082	
計	569,662	297,307	866,969	24,590	271,000		1,717		1,556 295,751 4,669 291,082	

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
1 中学校管 理費	421,411	△ 1,644	419,767				△ 1,644 2 給料	△ 532	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	△ 567	
								4 共済費	△ 545	
計	431,445	△ 1,644	429,801				△ 1,644			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	63,589	655	64,244				655	1 報酬	1,236	職員配置替え等により 社会教育指導員費 その他社会教育事業費
								2 給料	51	
								3 職員手当 等	△ 461	
								4 共済費	△ 171	
2 公民館費	100,538	△ 1,583	98,955				△ 1,583	2 給料	△ 309	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 897	
								4 共済費	△ 377	
3 図書館費	123,086	225	123,311				225	2 給料	△ 444	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	977	
								4 共済費	△ 308	
計	415,196	△ 703	414,493				△ 703			

第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	58,954	3,309	62,263				3,309	2 給料	△ 163	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	3,716	
								4 共済費	△ 244	
3 学校給食 費	222,169	3,432	225,601				3,432	2 給料	3,364	学校給食管理費
								3 職員手当 等	68	
計	1,519,362	6,741	1,526,103				6,741			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源
				特定財源			
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
	44,186,386	731,322	44,917,708	35,299	283,000		413,023

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計				
補正後	長 等	4	0	33,678	238	9,202	356	43,474	16,513	59,987	
	議 員	22	90,744	0	0	27,054	0	117,798	31,776	149,574	
	そ の 他 の 特 別 職	1,012	55,190	0	0	0	0	55,190	0	55,190	
	計	1,038	145,934	33,678	238	36,256	356	216,462	48,289	264,751	
補正前	長 等	4	0	33,678	238	9,373	356	43,645	16,513	60,158	
	議 員	22	90,744	0	0	27,054	0	117,798	31,776	149,574	
	そ の 他 の 特 別 職	1,012	55,190	0	0	0	0	55,190	0	55,190	
	計	1,038	145,934	33,678	238	36,427	356	216,633	48,289	264,922	
比 較	長 等	0	0	0	0	△ 171	0	△ 171	0	△ 171	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	△ 171	0	△ 171	0	△ 171	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	(594) 440	438,421	1,764,582	960,877	3,163,880	978,495	4,142,375	
補正前	(590) 452	439,037	1,803,317	987,071	3,229,425	988,281	4,217,706	
比 較	(4) △ 12	△ 616	△ 38,735	△ 26,194	△ 65,545	△ 9,786	△ 75,331	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	の 内 訳	補正後	43,903	22,028	1,658	42,701	383,993	244,402	27,747	27,637	143,778
補正前		45,720	24,567	1,746	38,175	409,614	257,779	28,216	31,000	126,824	23,430
比 較		△ 1,817	△ 2,539	△ 88	4,526	△ 25,621	△ 13,377	△ 469	△ 3,363	16,954	△ 400

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	(18) 440	1,604,290	911,503	2,515,793	884,174	3,399,967	
補正前	(14) 452	1,646,389	937,582	2,583,971	893,960	3,477,931	
比 較	(4) △ 12	△ 42,099	△ 26,079	△ 68,178	△ 9,786	△ 77,964	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	の 内 訳	補正後	43,903	17,489	1,658	42,701	343,527	244,402	27,747	27,637	139,409
補正前		45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	122,455	23,430
比 較		△ 1,817	△ 2,607	△ 88	4,526	△ 25,438	△ 13,377	△ 469	△ 3,363	16,954	△ 400

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(576) 0	438,421	160,292	49,374	648,087	94,321	742,408	
補正前	(576) 0	439,037	156,928	49,489	645,454	94,321	739,775	
比較	(0) 0	△ 616	3,364	△ 115	2,633	0	2,633	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	0	4,539	0	0	40,466	0	0	0	4,369	0
	補正前	0	4,471	0	0	40,649	0	0	0	4,369	0
	比較	0	68	0	0	△ 183	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	△ 616	会計年度任用職員制度に伴う増減分 △ 616	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 428人 補正前 428人 比較 0人	
給 料	△ 38,735	給与改定に伴う増減分 0	・ 給与改定なし	
		昇給に伴う増加分 6,275	昇給期 昇給対象 昇給分 1月 426人 6,275千円	
		会計年度任用職員制度に伴う増減分 3,364	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 148人 補正前 148人 比較 0人	
		その他の増減分 △ 48,374	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員以外の職員 補正後 440人 補正前 452人 比較 △ 12人 ・ 給与改定のための留保額 0千円 ・ 人事交流、中途退職、育児休業等 △ 828千円	
職 員 手 当 等	△ 26,194	制度改正に伴う増減分 △ 9,075	・ 会計年度任用職員以外の職員 期末手当 △ 9,075	
		会計年度任用職員制度に伴う増減分 △ 115	・ 会計年度任用職員 通勤手当 68 期末手当 △ 183	
		その他の増減分 △ 17,004	・ 会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 1,817 通勤手当 △ 2,607 特殊勤務手当 △ 88 管理職手当 4,526 期末手当 △ 16,363 勤勉手当 △ 13,377 寒冷地手当 △ 469 住居手当 △ 3,363 時間外勤務手当 16,954 児童手当 △ 400	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職(一)	医療職(二)	教育職	技能労務職
令和2年12月1日現在	平均給料月額(円)	285,637	277,317	313,021	400,588	350,658
	平均給与月額(円)	327,157	328,695	348,721	455,449	374,257
	平均年齢(歳)	43.9	44.3	41.5	49.5	56.3
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	296,929	341,800	322,649	399,075	350,658
	平均給与月額(円)	338,981	368,691	343,330	453,605	369,090
	平均年齢(歳)	43.7	47.9	48.9	49.3	55.6

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	150,600				147,900
大学卒	182,200	188,400	212,600	204,000	

(国の制度)

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	150,600				147,900
大学卒	182,200	188,400	212,600		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 12月1日 現在	7級	22	5.5	5級	4	66.7	5級	3	17.6	3級	1	12.5	5級	10	83.3
	6級	17	4.3	4級			4級	7	41.3	2級	1	12.5	4級	2	16.7
	5級	55	13.8	3級			3級	3	17.6	1級	6	75.0	3級		
	4級	54	13.6	2級	2	33.3	2級	4	23.5				2級		
	3級	86	21.7	1級			1級						1級		
	2級	117	29.5												
	1級	46	11.6												
	計	397	100.0	計	6	100.0	計	17	100.0	計	8	100.0	計	12	100.0
区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 1月1日 現在	7級	19	4.8	5級	3	60.0	5級	4	19.0	3級	1	12.5	5級	10	83.3
	6級	21	5.3	4級	1	20.0	4級	10	47.7	2級	1	12.5	4級	2	16.7
	5級	49	12.3	3級			3級	2	9.5	1級	6	75.0	3級		
	4級	56	14.1	2級	1	20.0	2級	5	23.8				2級		
	3級	84	21.1	1級			1級						1級		
	2級	114	28.6												
	1級	55	13.8												
	計	398	100.0	計	5	100.0	計	21	100.0	計	8	100.0	計	12	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長	政策推進監	課長	主幹	主任主査	主事	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	440	397	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	426	385	12	
	号級数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	48	41	6
		3号給 (人)	15	14	
		4号給 (人)	362	329	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	96.8	97.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	452	406	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	450	404	12	
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	49	39	6
		3号給 (人)	16	15	
		4号給 (人)	385	350	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	99.6	99.5	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	( 1.150 ) 2.150	( 1.150 ) 2.125	( 2.300 ) 4.250	有	
前 年 度	( 1.125 ) 2.125	( 1.125 ) 2.125	( 2.250 ) 4.250	有	
国 の 制 度	( 1.175 ) 2.250	( 1.175 ) 2.250	( 2.350 ) 4.500	有	

※ ( ) 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	



キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和2年12月1日現在)	6.2	6.8
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 までの 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま での 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総額に対す る進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	地方債	その他							
8. 土 木 費	2. 道 路 橋 り よ う 費	橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	令和 2	57,466	33,187	23,000			57,466	57,466		22.2		
			3	64,289	37,040	25,800					64,289	24.8		
			4	137,485	79,311	55,200					137,485	53.0		
			計	259,240	149,538	104,000			5,702		57,466	57,466	201,774	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料 (障がい福祉課)	8,464			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				8,464
脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市 営瀬野畜舎外2施設、むつ市わきの さわ鯛島の館、むつ市脇野沢体 験農園、むつ市脇野沢リフレッ シュセンター鱒の里指定管理料 (生産者支援課、観光戦略課)	93,456			令和3年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				93,456
むつ来さまい館、むつ下北観光物 産館、むつ市イベント広場指定管 理料 (産業雇用政策課)	276,500			令和3年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				276,500
むつ市奥薬研修景公園、むつ市営 薬研温泉露天風呂指定管理料 (観光戦略課)	23,040			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				23,040
市道等維持事業 (土木維持課)	25,500			令和2年度 から令和3 年度まで	限度額に 同じ		24,200		1,300
むつ市海と森ふれあい体験館指定 管理料 (生涯学習課)	18,075			令和3年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ				18,075
むつ市ウェルネスパーク指定管理 料 (市民スポーツ課)	116,879			令和3年度	限度額に 同じ	92,000			24,879

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	35,925,422	36,400,628	4,936,300	305,526	5,241,826	5,380,912		5,380,912	35,956,016	305,526	36,261,542
(1)総務	19,110,719	18,621,064	2,462,700	22,526	2,485,226	3,134,173		3,134,173	17,949,591	22,526	17,972,117
(2)民生	362,689	448,408	61,200		61,200	37,145		37,145	472,463		472,463
(3)衛生	752,939	834,209	0		0	74,007		74,007	760,202		760,202
(4)農林水産業	1,646,116	1,480,533	210,000		210,000	257,089		257,089	1,433,444		1,433,444
(5)商工	46,384	56,473	48,600		48,600	10,931		10,931	94,142		94,142
(6)土木	4,487,083	4,582,477	422,700	12,000	434,700	477,936		477,936	4,527,241	12,000	4,539,241
(7)公営住宅	1,322,082	1,315,523	267,900		267,900	193,012		193,012	1,390,411		1,390,411
(8)消防	1,404,800	1,732,508	220,300		220,300	296,161		296,161	1,656,647		1,656,647
(9)教育	5,868,898	6,398,872	860,200	271,000	1,131,200	811,148		811,148	6,447,924	271,000	6,718,924
(10)公営企業	923,712	930,561	382,700		382,700	89,310		89,310	1,223,951		1,223,951
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,336,031	2,485,801	546,000		546,000	236,744		236,744	2,795,057		2,795,057
2. 災害復旧債	13,083	8,494				4,596		4,596	3,898		3,898
(1)公共施設	6,080	3,360				2,720		2,720	640		640
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	3,576	2,559				1,021		1,021	1,538		1,538
(5)商工											
(6)教育	3,427	2,575				855		855	1,720		1,720
合計	35,938,505	36,409,122	4,936,300	305,526	5,241,826	5,385,508		5,385,508	35,959,914	305,526	36,265,440



議案第111号

令和2年度

むつ市国民健康保険  
特別会計補正予算書

む つ 市



## 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮下 宗一郎



## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,192,636	△ 34,672	1,157,964
	1. 国民健康保険税	1,192,636	△ 34,672	1,157,964
3. 国庫支出金		1	34,672	34,673
	1. 国庫補助金	1	34,672	34,673
歳入合計		6,230,599	0	6,230,599

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費 納付金		1,660,826	0	1,660,826
	1. 医療給付分	1,144,466	0	1,144,466
	2. 後期高齢者支援金等分	375,110	0	375,110
	3. 介護納付金分	141,250	0	141,250
歳出合計		6,230,599	0	6,230,599

# 国民健康保険特別会計 補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 国民健康保険税	1,192,636	△ 34,672	1,157,964
2. 使用料及び手数料	937	0	937
3. 国庫支出金	1	34,672	34,673
4. 県支出金	4,464,206	0	4,464,206
5. 財産収入	1	0	1
6. 繰入金	568,165	0	568,165
7. 繰越金	1	0	1
8. 諸収入	4,652	0	4,652
歳入合計	6,230,599	0	6,230,599

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	24,236	0	24,236				
2. 保険給付費	4,344,380	0	4,344,380				
3. 国民健康保険事業費納付金	1,660,826	0	1,660,826	34,672			△ 34,672
4. 共同事業拠出金	2	0	2				
5. 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
6. 保健事業費	75,090	0	75,090				
7. 基金積立金	1	0	1				
8. 公債費	211	0	211				
9. 諸支出金	115,852	0	115,852				
10. 予備費	10,000	0	10,000				
歳出合計	6,230,599	0	6,230,599	34,672			△ 34,672

歳入

第1款 国民健康保険税  
第1項 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険 者国民健康 保険税	1,191,784	△ 34,672	1,157,112	1	△ 21,844	
				2	△ 8,321	
				3	△ 4,507	
計	1,192,636	△ 34,672	1,157,964			

第3款 国庫支出金  
第1項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 災害時特例 補助金	1	34,672	34,673	1 災害時特例 補助金	34,672	新型コロナウイルス感染症対応分
計	1	34,672	34,673			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計			
		6,230,599	0	6,230,599		

歳出

第3款 国民健康保険事業費納付金

第1項 医療給付分

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般被保 険者医療 給付費分	1,143,836	0	1,143,836	21,844			△ 21,844	18 負担金補 助及び交 交付金	0 財源更正	
計	1,144,466	0	1,144,466	21,844			△ 21,844			

第3款 国民健康保険事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般被保 険者後期 高齢者支 援金等分	374,908	0	374,908	8,321			△ 8,321	18 負担金補 助及び交 交付金	0 財源更正	
計	375,110	0	375,110	8,321			△ 8,321			

第3款 国民健康保険事業費納付金

第3項 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 介護納付 金分	141,250	0	141,250	4,507			△ 4,507	18 負担金補 助及び交 交付金	0 財源更正	
計	141,250	0	141,250	4,507			△ 4,507			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	金 額	説 明
				特定財源					
				国 県 支出金	地方債	その他			
	6,230,599	0	6,230,599	34,672			△ 34,672		



議案第112号

令和2年度

むつ市後期高齢者医療特別会計  
補正予算書

む つ 市





## 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,820千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 607,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		384,532	29,146	413,678
	1. 後期高齢者医療保険料	384,532	29,146	413,678
3. 繰入金		203,275	△ 17,991	185,284
	1. 一般会計繰入金	203,275	△ 17,991	185,284
4. 繰越金		6,020	1,665	7,685
	1. 繰越金	6,020	1,665	7,685
歳入合計		594,599	12,820	607,419

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療広域連合納付金		593,808	12,828	606,636
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	593,808	12,828	606,636
2. 諸支出金		791	△ 8	783
	2. 繰出金	241	△ 8	233
歳出合計		594,599	12,820	607,419

# 後期高齢者医療特別会計 補正予算に関する説明書

総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 後期高齢者医療保険料	384,532	29,146	413,678
2. 手数料	220	0	220
3. 繰入金	203,275	△ 17,991	185,284
4. 繰越金	6,020	1,665	7,685
5. 諸収入	552	0	552
歳入合計	594,599	12,820	607,419

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	593,808	12,828	606,636			12,828	
2. 諸支出金	791	△ 8	783			△ 8	
歳出合計	594,599	12,820	607,419			12,820	

歳入

第1款 後期高齢者医療保険料  
第1項 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保 険料	277,011	24,062	301,073	1 特別徴収 保険料	24,062	特別徴収保険料
2 普通徴収保 険料	107,521	5,084	112,605	1 普通徴収現 年分保険料	5,084	普通徴収現年分保険料
計	384,532	29,146	413,678			

第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険基盤安 定繰入金	203,275	△ 17,991	185,284	1 保険基盤安 定繰入金	△ 17,991	保険基盤安定負担金繰入金
計	203,275	△ 17,991	185,284			

第4款 繰越金

第1項 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	6,020	1,665	7,685	1 繰越金	1,665	令和元年度繰越金
計	6,020	1,665	7,685			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計			
		594,599	12,820	607,419		

歳出

第1款 後期高齢者医療広域連合納付金  
第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 後期高齢 者医療広 域連合納 付金	593,808	12,828	606,636			12,828		18 負担金補 助及び交 付金	12,828	保険料納付金 30,819 保険基盤安定負担金 △ 17,991
計	593,808	12,828	606,636			12,828				

第2款 諸支出金  
第2項 繰出金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 一般会計 繰出金	241	△ 8	233			△ 8		27 繰出金	△ 8	督促手数料
計	241	△ 8	233			△ 8				

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	594,599	12,820	607,419			12,820		



議案第113号

令和2年度

むつ市介護保険特別会計

補正予算書

むつ市





## 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,753,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,226,315	△4,136	1,222,179
	1 介護保険料	1,226,315	△4,136	1,222,179
4 国庫支出金		1,610,996	15,422	1,626,418
	2 国庫補助金	478,265	15,422	493,687
8 繰入金		1,227,805	△3,768	1,224,037
	1 一般会計繰入金	1,037,102	5,670	1,042,772
	2 基金繰入金	190,703	△9,438	181,265
歳入合計		6,746,306	7,518	6,753,824

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		110,366	7,370	117,736
	1 総務管理費	1,420	7,370	8,790
2 保険給付費		6,129,923	0	6,129,923
	1 介護サービス等諸費	5,633,440	0	5,633,440
	2 介護予防サービス等諸費	94,241	0	94,241
	3 その他諸費	6,164	0	6,164
	4 高額介護サービス等費	166,483	0	166,483
	5 特定入所者介護サービス等費	303,976	0	303,976
	6 高額医療合算介護サービス等費	15,619	0	15,619
3 地域支援事業費		278,970	0	278,970
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	143,503	0	143,503
	2 一般介護予防事業費	17,396	0	17,396
	3 包括的支援事業費・任意事業費	117,329	0	117,329
	4 その他諸費	742	0	742
7 諸支出金		129,061	148	129,209
	1 償還金及び還付加算金	129,061	148	129,209
歳出合計		6,746,306	7,518	6,753,824

議案第113号参考資料

# 介護保険特別会計 補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保 険 料	1,226,315	△4,136	1,222,179
2 分 担 金 及 び 負 担 金	26,406	0	26,406
3 使 用 料 及 び 手 数 料	200	0	200
4 国 庫 支 出 金	1,610,996	15,422	1,626,418
5 支 払 基 金 交 付 金	1,723,017	0	1,723,017
6 県 支 出 金	931,533	0	931,533
7 財 産 収 入	21	0	21
8 繰 入 金	1,227,805	△3,768	1,224,037
9 諸 収 入	13	0	13
歳 入 合 計	6,746,306	7,518	6,753,824

(歳 出)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国・県支出金	地方債	その他	
1 総 務 費	110,366	7,370	117,736	1,700		5,670	
2 保 険 給 付 費	6,219,923	0	6,219,923	4,136			△4,136
3 地 域 支 援 事 業 費	278,970	0	278,970	9,438			△9,438
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
5 基 金 積 立 金	21	0	21				
6 公 債 費	1,364	0	1,364				
7 諸 支 出 金	129,061	148	129,209	148			
8 予 備 費	6,600	0	6,600				
歳 出 合 計	6,746,306	7,518	6,753,824	15,422		5,670	△13,574

歳入

第1款 保険料

第1項 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険 者保険料	1,226,315	△4,136	1,222,179	1 現年賦課分特 別徴収保険料	△3,878	現年賦課分特別徴収保険料
				2 現年賦課分普 通徴収保険料	△258	現年賦課分普通徴収保険料
計	1,226,315	△4,136	1,222,179			

第4款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	384,157	1,714	385,871	1 現年度分	1,714	現年度分
5 介護保険保 険者努力支 援交付金	0	9,438	9,438	1 介護保険保 険者努力支 援交付金	9,438	介護保険保険者努力支援交付金
6 介護保険事 業補助金	0	1,700	1,700	1 介護保険事 務処理シス テム改修事 業補助金	1,700	介護保険事務処理システム改修事業補助金
7 介護保険災 害等臨時特 例補助金	0	2,570	2,570	1 介護保険災 害等臨時特 例補助金	2,570	介護保険災害等臨時特例補助金
計	478,265	15,422	493,687			

第8款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	216,824	5,670	222,494	1 事務費繰入 金	5,670	事務費繰入金
計	1,037,102	5,670	1,042,772			

第8款 繰入金  
第2項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	190,703	△9,438	181,265	1 財政調整基金 繰入金	△9,438	財政調整基金繰入金
計	190,703	△9,438	181,265			

(単位 千円)

歳 入 合 計	補正前 の 額	補正額	計	
	6,746,306	7,518	6,753,824	

歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,420	7,370	8,790	1,700		5,670		12 委託料	7,370	介護保険事務処理システム 改修業務委託料
計	1,420	7,370	8,790	1,700		5,670				

第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サ ービス給付費	2,535,286	0	2,535,286	1,687			△1,687			財源更正
3 地域密着型介 護サービス給 付費	793,923	0	793,923	528			△528			財源更正
5 施設介護サ ービス給付費	1,947,315	0	1,947,315	1,295			△1,295			財源更正
7 居宅介護福祉 用具購入費	6,848	0	6,848	5			△5			財源更正
8 居宅介護住宅 改修費	11,028	0	11,028	7			△7			財源更正
9 居宅介護サ ービス計画給付 費	339,036	0	339,036	225			△225			財源更正
計	5,633,440	0	5,633,440	3,747			△3,747			

第2款 保険給付費

第2項 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 介護予防サ ービス給付費	68,736	0	68,736	46			△46			財源更正
3 地域密着型介 護予防サ ービス給付費	4,858	0	4,858	3			△3			財源更正



第2款 保険給付費

第2項 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
5 介護予防福祉 用具購入費	1,406	0	1,406	1			△1		財源更正	
6 介護予防住宅 改修費	6,189	0	6,189	4			△4		財源更正	
7 介護予防サー ビス計画給付 費	13,049	0	13,049	9			△9		財源更正	
計	94,241	0	94,241	63			△63			

第2款 保険給付費

第3項 その他諸費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 審査支払手数 料	6,164	0	6,164	3			△3		財源更正	
計	6,164	0	6,164	3			△3			

第2款 保険給付費

第4項 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 高額介護サー ビス費	166,482	0	166,482	111			△111		財源更正	
計	166,483	0	166,483	111			△111			

第2款 保険給付費

第5項 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 特定入所者介 護サービス費	303,731	0	303,731	202			△202		財源更正	
計	303,976	0	303,976	202			△202			

第2款 保険給付費

第6項 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 高額医療合算 介護サービス 費	15,618	0	15,618	10			△10		財源更正	
計	15,619	0	15,619	10			△10			

第3款 地域支援事業費

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 介護予防・生 活支援サービ ス事業費	124,925	0	124,925	4,285			△4,285		財源更正	
2 介護予防ケア マネジメント事 業費	18,578	0	18,578	665			△665		財源更正	
計	143,503	0	143,503	4,950			△4,950			

第3款 地域支援事業費

第2項 一般介護予防事業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 一般介護予防 事業費	17,396	0	17,396	595			△595		財源更正	
計	17,396	0	17,396	595			△595			

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
3 包括的・継続 的ケアマネジ メント支援事 業費	76,723	0	76,723	2,545			△2,545		財源更正	
4 任意事業費	17,778	0	17,778	617			△617		財源更正	

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
5 在宅医療・介護連携推進事業費	6,894	0	6,894	232			△232		財源更正	
6 生活支援体制整備事業費	9,328	0	9,328	308			△308		財源更正	
7 認知症総合支援事業費	4,960	0	4,960	166			△166		財源更正	
計	117,329	0	117,329	3,868			△3,868			

第3款 地域支援事業費

第4項 その他諸費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 審査支払手数料	742	0	742	25			△25		財源更正	
計	742	0	742	25			△25			

第7款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 保険料還付金	1,005	148	1,153	148				22 償還金利息及び割引料	148 保険料還付金	
計	129,061	148	129,209	148						

(単位 千円)

歳 出 合 計	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
				特定財源				
				国・県 支出金	地方債	その他		
	6,746,306	7,518	6,753,824	15,422		5,670	△13,574	



令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市



## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,156,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 寄附金		193,300	4,950	198,250
	1. 寄附金	193,300	4,950	198,250
歳入合計		44,151,436	4,950	44,156,386

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		3,620,499	4,950	3,625,449
	4. 社会教育費	410,246	4,950	415,196
歳出合計		44,151,436	4,950	44,156,386



# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	0	10,550,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	229,647	0	229,647
15. 国 庫 支 出 金	13,192,988	0	13,192,988
16. 県 支 出 金	2,825,028	0	2,825,028
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	193,300	4,950	198,250
19. 繰 入 金	1,835,426	0	1,835,426
20. 諸 収 入	2,420,878	0	2,420,878
21. 市 債	4,936,300	0	4,936,300
22. 繰 越 金	181,353	0	181,353
歳 入 合 計	44,151,436	4,950	44,156,386

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,617	0	239,617				
2. 総 務 費	4,110,027	0	4,110,027				
3. 民 生 費	15,792,823	0	15,792,823				
4. 衛 生 費	4,146,971	0	4,146,971				
5. 労 働 費	34,377	0	34,377				
6. 農 林 水 産 業 費	836,667	0	836,667				
7. 商 工 費	1,651,460	0	1,651,460				
8. 土 木 費	1,499,967	0	1,499,967				
9. 消 防 費	1,833,104	0	1,833,104				
10. 教 育 費	3,620,499	4,950	3,625,449			4,950	
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸 支 出 金	4,815,125	0	4,815,125				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	44,151,436	4,950	44,156,386			4,950	

歳入

第18款 寄附金  
第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 教育費寄附 金	0	4,950	4,950	1 社会教育費 寄附金	4,950	新型コロナウイルス感染症対策費寄附金
計	193,300	4,950	198,250			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		44,151,436	4,950	44,156,386

歳出

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
6 新型コ ロナウ イル ス感 染症 対 策費	3,299	4,950	8,249			4,950		10 需用費	4,950	成人式新型コロナウイルス感染症対策事業費
計	410,246	4,950	415,196			4,950				

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般 財源
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	44,151,436	4,950	44,156,386			4,950		

## むつ市議会第246回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）



## 目

## 次

議案第 9 3 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第 9 4 号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 9 5 号	むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 9 6 号	むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表	9





議案第 9 3 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円)及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円)の合算額とする。</p> <p>法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>4 3 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円)及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円)の合算額とする。</p> <p>法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

ア～オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

附 則

( 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例 )

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

( 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例 )

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。



議案第94号参考資料

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第25条に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第24条に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が平成33年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの</p>

敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

・ （略）

敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

・ （略）

議案第95号参考資料

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定し、及びその実施を推進するため、むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>— 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>— 地域福祉計画の評価及び進行管理に関すること。</p> <p>— 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>～ (略)</p> <p>— 公募による市民</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定するため、むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、<u>地域福祉計画の策定及び変更について必要な審議をし、その結果を答申する。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>～ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、第2条の規定による答申を終えたときは、<u>解嘱されるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>





議案第96号参考資料

むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>420円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>300円</u>
	第2種電柱		<u>650円</u>		第2種電柱		<u>470円</u>
	第3種電柱		<u>880円</u>		第3種電柱		<u>630円</u>
	第1種電話柱		<u>380円</u>		第1種電話柱		<u>270円</u>
	第2種電話柱		<u>610円</u>		第2種電話柱		<u>440円</u>
	第3種電話柱		<u>830円</u>		第3種電話柱		<u>600円</u>
	その他の柱類		<u>38円</u>		その他の柱類		<u>27円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>3円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		(略)		地下に設ける電線その他の線類		(略)
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>370円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>270円</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>230円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>160円</u>		

		メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>760円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230円</u>

		メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>540円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>230円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>540円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>160円</u>

	外径が1メートル以上のもの			450円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円

	外径が1メートル以上のもの			330円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	540円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	標識		1本につき1年	440円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円
		その他のもの	1本につき1月	67円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670円

		その他のもの	<u>480円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>760円</u>
令第7条第3号に掲げる施設		<u>Aに0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>96円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		<u>76円</u>	

備考 (略)

		その他のもの	<u>340円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>540円</u>
令第7条第3号に掲げる施設		<u>Aに0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>67円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		<u>54円</u>	

備考 (略)

